

令和4年第3回定例会 文教厚生委員会 議案審査経過報告書

議案第57号 狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例 について

○今後の入間野小学校の生徒数の推移をどのように考えているのか。

●入間野小学校の前に新たに住宅ができるなど、入曽地区は全体的に児童生徒数が増えている傾向がある。学童保育室の待機児童が現状も出ているので、今後も検討していかなければいけない課題だと認識している。

○第三学童保育室に受け入れる学年はどのようになるのか。

●それぞれの学年が順番に、時間帯をおいて入室することで安全性も確保できる。第三学童保育室についても1年生から6年生まですべての学年を対象に受入れをしていく。

○一人当たりの面積が1.65平方メートルという基準は最低限の基準であって、条例には設備及び運営の向上に努めるとあるが、見解は。

●コロナ禍なので少しでも大きな面積を1人当たり確保したいところがあったが、入曽地区については、待機児童が出ていて、多くの児童を受け入れるために、最低限の面積しか確保できない状況であった。カーペットコーナーも設置し、床に座れるようなスペースも確保する予定である。

議案第59号 令和4年度狭山市一般会計補正予算(第5号)歳出3款民生費、4款衛生費、10款教育費及びこれらの歳出に関連する歳入16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入 について

○学童保育室のICT化に関して、Wi-Fiの対応は何台分で、どのようなタイプのもので、容量はどうなっているのか。

●各学童保育室1施設に対して1台ということで、指定管理の学童保育室も含めて合計18台を予定している。容量については、最大64台の端末を接続できる。大きさは縦9.5センチ、横9.5センチで、高さが17センチの四角いもので、差すだけでWi-Fi接続できるものを想定している。

○学童保育室のICT化の事業の財源の内訳は。

●子ども・子育て支援交付金を活用し、国から3分の1、県から3分の1が補助の対象になる。残りの部分の3分の1については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てたいと考えている。

○学童保育室のICT化の時期は。

●11月までに事業者の選定を行い、12月から翌1月にかけてパソコン等の機器の納入を考えている。2月から3月にシステムに関する職員の研修や運用に関して保護者への通知等も行い、実際にシステムの運用が開始されるのは4月を予定しているとの答弁。

議案第60号 令和4年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について

質疑なし

議案第61号 令和4年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第1号) について

質疑なし

議案第62号 令和4年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

質疑なし

議案第63号 令和3年度狭山市一般会計歳入歳出決算認定について 歳出3款民生費、4款衛生費及び10款教育費並びにこれらの歳出に関連する歳入14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入及び22款諸収入 について

3款 民生費 について

○民生委員・児童委員の欠員解消に向けた取組は。

●狭山市民生委員推薦会を開催し、退任される民生委員が自治会長と協力して後任の民生委員の候補者を探すとといった欠員解消に向けた強化方針を打ち出すとともに、特に欠員の多い地区については、地域の自治会役員や社会福祉協議会の支部役員等で構成される地区推薦会を実施するなど欠員解消に努めた。

○生活困窮者自立支援事業費の委託料が約64万8,700円減額となっている理由は。

●令和2年度は生活困窮者への緊急食料支援対応を行うための食料の保管に必要な冷蔵庫や棚などの物品を購入するとともに、学習支援事業においてリモート学習を導入し、タブレット端末等を購入した。令和3年度は、それらの物品の購入費がなくなり減額となった。

○アスポート学習支援事業の委託料が約1,255万円の増額となっているが、詳細は。

●令和2年度までは中学生及び高校生がこの事業の対象で、小学生向けについては県が行っていた。県の事業が終了したため、令和3年度から市において小学生向けの学習・生活支援事業も委託により実施し増額となっている。

○老人福祉センター管理事業費について、当該年度の入浴施設の利用の状況は。

●コロナ禍において、入浴施設については感染の懸念があったことや設備の改修等もあり、長期間利用ができない状況であった。

○平成29年度から令和元年度まで、老人福祉センターの利用団体数が5年で6割減少しているが、要因は。

●高齢者が増える中で老人福祉センターの利用が増えていないのは、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント開催ができないことが一番の要因であると考えている。

○年齢要件を取り払い、多世代が利用する施設として老人福祉センターの今後の在り方を見直されたい、との意見。

○成年後見制度推進体制整備業務委託料について、新たに専任1人を会計年度任用職員で採用したとのことだが、どのような資格等を持っている方なのか。

●社会福祉士の資格を持っている方である。

○敬老事業の実施状況は。また、友愛訪問あるいは敬老会として実施した団体数はどれぐらいあったのか。

●令和3年度は業務委託ではなく、市が自治会等からの直接申請を受ける補助事業に変更した。115団体から申請があり、社会福祉協議会支部からの申請が富士見地区、新狭山地区、入曽地区の3団体、自治会等からの申請が97団体、高齢者福祉施設等からの申請が15団体となっている。115団体のうち99団体が友愛訪問を実施し、16団体が敬老会を開催している。

○緊急通報サービス事業委託料について、申請の状況は。また、携帯電話への対応の状況は。

●緊急通報サービスの利用は、令和3年度末で641件設置をしており、昨年度末と比べ36件増えた。5社の事業者のうち、携帯電話の対応もしている事業者は1社である。

○該当年度は537件の緊急通報があったとのことだが、この通報によって一命を取り留めたような事例があったか。

●537件の通報のうち、53件で救急車等の要請を行っている。中には、転んでしまい頭部から出血をした事例や、骨折をした方の対応があり、利用者の生命を守る効果はあったものと考えている。

○高齢者の孤独死防止に向けた取組を進められたい、との意見。

○ひとり歩き高齢者安心シールについて、当該年度の取組は。

●令和2年度、令和3年度は、コロナ禍の影響でイベント等が開催できない状況にあり、新たな周知はできていない。しかし、ケアマネジャーや地域包括支援センターへの事業の浸透はかなり進み、登録人数の増加につながっている。

○医療的ケア児者受入設備整備事業補助金の内容は。

●埼玉県のモデル事業として、医療的ケアが必要な児童を対象とした事業所へ整備事業補助をする制度があったが、令和3年度に埼玉県が要綱を改正し、大人の施設についても整備事業補助の対象とした。

市内の1事業所が希望したので、市としてもそれに対応し、事業所が布団ベッドと介護用ベッドの2品目を購入し、1人当たりの限度額30万円のうち、実費を補助した。そのうち、県の補助は2分の1である。

○本市には、医療的ケア児はどれぐらいいるのか。

●医療的ケアが必要な児童は、保健所が把握している範囲で17名が小児慢性特定疾病の受給者証の交付を受けている状況である。

○旧地域活動支援センターコパン解体工事費について、当該施設はいつから使われ、どのような経緯で解体となったのか。

●鶴ノ木にあり、元々は県の教職員住宅であったが利用なくなり、その後、社会福祉法人こぶし福祉会が地域活動支援センターとして開設し、活用することになった。老朽化のため解体し、現在は更地となっており、財産管理課に普通財産として移管している。

○ファミリーサポートセンター事業利用助成費について、登録世帯数は30世帯とのことだが、利用の状況は。

●送迎が7、8割で短時間のものが多い状況にある。保育所、幼稚園等に所属している子どもの朝の預かりや送迎がほとんどで、保育施設等の補完をファミリーサポートセンターがしている場合が多い状況である。

○家庭児童相談事業費について、養護相談中の児童虐待件数が前々年度は920件、前年度は742件であったが、該当年度は1,517件と大幅に増加している。相談内容の傾向は。

●主には、子どもの面前での夫婦げんかなど心理的虐待を起因とした相談であるが、最近の傾向として、経済困窮を伴う虐待事例、特にネグレクトが増えて支援が長期化しており、面談や訪問、電話などの支援回数が増え、大幅な件数の増加につながっていると考えられる。

○家庭児童相談について、相談件数が非常に増えている中で、相談員の体制は。

●家庭児童相談員の配置は、令和3年度までは4人で対応し、相談件数が増加の傾向にあり、令和4年度より1人増加して対応している。

○母子家庭等自立支援事業費について、新たに高等職業訓練を受ける方の職種の傾向はどのようになっているのか。

●例年と同じ傾向であるが、令和3年度は17件の支給実績のうち、看護師が11名、准看護師が5名、保育士が1名となっている。

○要保護児童対策事業費について、当該年度の要保護児童対策地域協議会の支援対象になっている人数と内訳は。

●当該年度の対象人数は359人である。内訳は、要保護15人、要支援320人、特定妊婦24人である。

○要保護児童対策地域協議会で取り扱っている支援が必要な子どもたちには、ヤングケアラーに相当するような子どもたちは含まれているのか。

●ヤングケアラーのみを理由として要保護児童対策地域協議会で取り扱っているケースはないが、リスクの1つにヤングケアラーがあり、要保護児童対策地域協議会で対応をしている要支援家庭は5件ある。ひとり親家庭で兄弟の面倒を見ている、ひとり親家庭で生活が困窮している、不登校などで親などを介護しているというケースで、いずれも小・中学生となっている。

○総合子育て支援センターの一時預かりちゃっぼ保育室について、保育所の休園や登園自粛等により、保育所代わりに利用しているような実態があったのか。

●休園している保育所の児童、あるいは兄弟が利用することは、感染のリスクがあり預かることができない旨の周知をしており、保育所の休園等によって通えない子がちゃっぼ保育室を利用したことはないと考えている。

○ちゃっぼ保育室の利用の実態は。

●8時間の利用が一番多く3割程度、5時間以上の利用が7割を占める。

○子育てボランティア養成講座実施委託料について、内容と実績は。

●武蔵野短期大学の教授がコーディネーターとなりグループワークを行った。また、本市の救急ボランティアを講師に救急の講習などを行った。令和3年の参加者は89人である。

○公立保育所使用料において、不納欠損額が約222万円、収入未済額が約265万円、民間保育園保護者負担金は、不納欠損額が約318万円、収入未済額が約537万円であり、不能欠損額が前年度に比べて大幅に増加しているが、その理由は。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う収入減や離職、離婚等により保育料を納付することができない滞納者などが収入未済となっており、回収困難な案件が増えていることから、不納欠損額が増大したものと考えている。

○保育料の回収に向けて、他部署と連携し、人的支援と予算措置も含めた回収の仕組みづくりを図りたい、との意見。

○保育料の減免の対応はどのような状況であったか。

●令和3年度、狭山市利用者負担額減免申請取扱い指針を策定した。当該年度においては、相談や減免申請はなかった。

○年少扶養控除のみなし適用の廃止に伴う影響額について、1人当たりの平均額と最大および最小の額は。

●平均で月額約4,300円の増額になっている。最大値は月額1万6,500円、最小値は月額400円の負担増と

なっている。

○該当年度において、地域型保育事業所から3歳児になるタイミングで転園はできているのか。

●令和4年4月1日時点において、対象園児61人のうち、認可保育施設への転園が40人、幼稚園への転園が14人、その他は7人となっており、転園できない園児は発生していない。

○民間保育所等職員雇用費補助金の補助対象人数は。

●令和3年度については、年間延べ人数が3,820人となっており、月平均では318人が対象になっている。

○正規職員1人当たり月額1万6,000円を補助しているが、補助額の根拠は。

●平成26年度以前に民間保育所職員雇用費補助金があり、このうち職員調整手当として、狭山市一般職員の地域手当に相当する金額として、正規職員1人につき月1万6,000円を補助していたことから、この額を根拠としている。

○民間保育所等職員雇用費補助金の補助の対象を正規職員に限る理由は。

●正規職員に毎月1万6,000円、3,820人分を支給しているが、非正規職員を含めると、この2倍ぐらいの予算が必要となると考えている。県内において、当補助金を交付していない市があることや、交付している市の中で本市の補助額が低くないことを踏まえ、市としては安定した雇用が可能な正規職員に限定して支給をしていきたいと考えている。

○A I を活用した保育所の入所審査の状況は。

●マッチング率が前年度は79.37%であったのに対し、令和4年4月の入所については79.42%と、少しではあるが上昇している。

○多子世帯保育料軽減事業費補助金の当該年度の実績は。

●令和3年度の補助対象児童数を当初予算では105人で計上していたが、実績は122人となり、3月に補正を行った。

○生活保護の面接相談員やケースワーカー等に対し、研修をどのように、どれぐらいの頻度で当該年度行われたのか。

●埼玉県社会福祉課が毎年、ケースワーカー研修、相談員研修、SV研修、管理者研修等を実施しており、狭山市福祉事務所の所員が研修に参加している。また、生活保護の制度や取扱いは毎年少しずつ変わっていくので、特に厚生労働省から通知等が出た際には、その都度課内全体で研修をしている。基本的には月1回の研修を心がけている。

○生活保護について、扶養照会の意思確認はどのように行われているのか。拒否をすることができるとの説明はしているのか。

●最初に相談窓口で生活保護の権利と義務を説明している。扶養照会については、今後の自立のために

必要な支援の一助として、その内容を細かく説明している。その中で、申請時に拒否をされれば、基本的にその方の扶養照会はしない。生活保護が決定してから、再度、権利と義務の説明をして、そのときの確認書の項目の一つとして、扶養照会について説明をしたときに、合意のチェックを入れるか入れないかが最終的な判断となる。拒否の権利についての説明はしていない。

- 生活保護の申請から決定までの期間について、14日間で支給をしている割合と、審査に時間がかかり30日以内で支給をしている割合はどのようになっているのか。
- 令和3年度は、14日以内が51世帯、15日以上30日以下が65世帯、合計116世帯になっている。116世帯には却下及び取下げの15世帯も含まれている。最短では3日、最長では28日で決定している。

4款 衛生費 1項保健衛生費1目保健衛生総務費から4目予防費 について

- ふれあい健康センターサピオ稲荷山が、当該年度1年間休館となった経緯は。
- 指定管理者の収入のうち利用料金の占める割合が大きく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により休館した場合に、指定管理者に対する補償が大きくなる懸念もあったことから、令和3年度においては年間を通して休館する判断となった。
- ふれあい健康センターについては、介護予防や疾病予防に寄与する健康づくりの事業の拠点として更新に当たられたい、との意見。
- 感染症防止対策事業費における抗原検査キットの購入と活用の状況について、現在は基本的に薬事承認を受けたキットを購入していると思うが、単価は。また、今後の購入の見通しは。
- 購入単価は、メーカーによって若干の違いはあるが、1,600円から1,800円程度の単価となっている。令和3年度末では4,707セット在庫があり、翌年度に繰り越している。今後は常時3,000を上回る程度の確保はしたい。

10款教育費 について

- 奨学金貸付金元金収入について、収入未済額が、約1,285万円発生しており、前年度と比較し、微増の状況である。何名分で、どのように対応しているのか。
- 収入未済となっている滞納者は37名で、担当課職員3名で返還を促している。基本的には、電話や文書で連絡を取っているが、長期的な滞納者には、戸別訪問をし、猶予や分割納付なども案内している。本人と連絡が取れない返還者には、連帯保証人にも連絡を取って、納付を催促している。今後については、裁判所に申立てを行う方法も調査、研究をしている。
- 奨学金の貸付金について、人的措置、予算措置も含め、債権回収に向けた仕組みづくりを早急に図られたい、との意見。

○派遣非常勤講師の活用状況は。

●年度当初6名でスタートし、最終的に9名を採用した。日数だと延べ992日、一名あたり、110日派遣した状況である。

○小学校3年生以上の学級について、少人数指導の加配教職員を活用して少人数学級にすることが可能との方針に沿って、当該年度、対応した学校はあったのか。

●当該年度はなかったが、令和4年度では、小学校4年生のクラスについて対応している。

○県からの少人数指導の加配教職員の活用や市で教職員を確保し、小人数学級の早期実現を図りたい、との意見。

○学童保育室使用料について、収入済額が9,144万9,500円計上されている一方で、収入未済額が166万5,340円計上されている。収入未済額が発生している内容の詳細は。

●学童保育室に入室している児童の保育料は毎年保護者の指定した口座から引き落としを行っているが、収入未済についてはほとんどが残高不足による引き落とし不能が原因となっている。令和3年度の収入未済の対象者は86名となっている。

○学童保育室使用料の未納対策について、職員の拡充を含めた予算措置を図るとともに、回収の仕組みづくりを早期に図りたい、との意見。

○学童保育室使用料について、新型コロナウイルス感染症による収入減の世帯等、口座に残高不足が生じる家計状況になっている方についての減免の対応は。

●通常の家庭については月1万円、就学援助等を受けている家庭については月5,000円、収入がかなり低い世帯についてはゼロ円と、3段階で保育料を徴収している。また、1年生から3年生の間に兄弟が2人いる場合は、上の児童については半額として対応している。

○学童保育室について、入室の申込みが却下される主な理由は。

●保育料の滞納や、申請書に添付する就労証明書の未提出などの不備である。

○小中学校適正化推進事業費について、当該年度どのような事業を行ったのかまた、今後どのように推進するのか。

●小中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針では、入曽地区の適正化についての素案を作成し、適正化の手法のシミュレーションについても研究をしたが、感染者数が以前より増加している状況では、地元の賛同を得にくい状況であり、地元を検討組織を立ち上げて提案するまでには至らなかった。現在は、学校における児童生徒の密度という観点から、小規模校のメリットを改めて見直す動きもある。入曽駅周辺整備事業や、入間中学校跡地利活用方針による宅地開発の影響も考慮すると入曽地区も人口の社会増が見込まれることから、将来推計についても社会増を見込んだ推計を出し直しているところである。

○個人競技で活躍している選手に対して市として何らかの応援はあるのか。

●狭山市スポーツ協会では、スポーツ協会に加盟している方で、全国大会以上の大会に出場した選手や団体には奨励金を支給する事業を行っており、対象者の拡充についてスポーツ協会へ打診している。

○競技スポーツの振興にあたっては、個人で活躍されている人にも補助を広げられたい、との意見。

○新型コロナウイルス感染症の影響で学級閉鎖や学年閉鎖になった時の給食費はどのような対応だったのか。

●該当月の半分以上の配食があれば、給食費を減額しない設定となっている。該当月の半分に満たない配食になったときに、日割りで計算をして翌月に請求することになる。令和3年度は、中学校1校で1年生1学年が1月に、小学校1校で4年生1学年が3月に日割り対応となった。

○旧堀兼学校給食センターの廃棄物処分委託料の内容は。また、今後の扱いは。

●PCB含有の高濃度のものについては、以前に排出が終了していたが、低濃度の部分が残っていたので、令和3年度に廃棄の処分を行って、PCBを含有しているものは、敷地内にはなくなった。作業的なものが終わったので、所管替えする方向で事務を進めている。

○要望指摘事項

- 1 ヤングケアラーについては、実態調査に基づき、学校を含め関係機関と連携し、具体的な支援策充実を図られたい。
- 2 民間保育所等職員雇用費補助金を拡充し、正規職員に限らず、非正規職員の処遇も改善される補助金となるよう検討されたい。

議案第64号 令和3年度狭山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○国民健康保険税の滞納の状況は。

●前年度と比較すると、課税世帯数では111世帯、滞納世帯数では39世帯、滞納割合では0.11%、それぞれ減少となっている。

○国民健康保険税及び一部負担金の減免の状況は。

●保険税の減免件数は35件で、減免金額は49万8,500円であり、減免事由の内訳としては、東日本大震災が2件、生活保護が22件、収監が11件となっている。また、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免件数は48件で、減免金額は645万2,300円となっている。一部負担金の減免件数は2件、減免金額は3万1,371円となっている。

○傷病手当金の支給の状況は。

●傷病手当金の件数は16件、支給金額は106万8,454円となっている。

○短期被保険者証、資格証明書の発行状況は。

●短期被保険者証については28世帯、資格証明書については30世帯である。

○生活習慣病重症化予防対策事業費の受診勧奨実施者数が、前年度が127人だったが、決算年度は98人であった。減少した理由は。

●令和3年度の受診勧奨対象者は、令和2年度の特定健診受診者から抽出しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響で特定健診の受診者数が大きく減少したため、受診勧奨の抽出者数も減少した。

議案第65号 令和3年度狭山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○介護保険料の減免状況について、また保険料の減免制度について周知の方法は。

●減免の事由としては、火災による減免、生計維持者収入激減による減免、生活困窮による減免、新型コロナウイルス感染症に係る減免があるが、合計では件数は59件、金額として118万3,500円の減免を行ったところである。また、東日本大震災の被災者に対する保険料の減免は、令和2年度に引き続き3件あった。減免制度については、ホームページに掲載しているほか、納付書の送付等の際にチラシを同封するなどして周知をしている。

○前年度と比較すると、歳入総額、歳出総額ともに増加をしているが、実質収支が前年度は約11億2,600万円、決算年度が6億5,300万円ということで、約半減したわけだが、どのように評価されているのか。

●サービスの提供など介護保険の運営を適正に行えてきた結果と考えるが、新型コロナウイルス感染症による影響を分析する必要があると思う。様々な要因を分析し、今後に生かしていきたい。

○介護保険特別会計の決算額が増加傾向にある中で、認定者数も増加している。介護保険特別会計が一般会計に与える影響をどのように見ているのか。

●基金の残高を適正に保ち、サービスの充実を考えていく一方、一般会計への影響は極力抑えるべきで、安定的な財政運営の中でのサービス提供を図る必要がある。その辺の見極めが重要になってくると考える。

議案第66号 令和3年度狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○後期高齢者医療保険料の滞納の状況は。

●滞納者数は、令和3年度が254人であり、令和2年度の252人より2人増加した。

○後期高齢者医療保険料の減免の状況は。

●東日本大震災による減免が1名、火災による減免が1名、新型コロナウイルス感染症に係る減免が8名で、総額92万800円の減免となっている。

○短期被保険者証の発行状況は。

●令和3年度における短期被保険者証の発行はなく、平成29年度の6名発行から減少傾向に転じている。

○新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の状況は。

●令和3年度は2名より申請があり、26万1,099円を支給した。